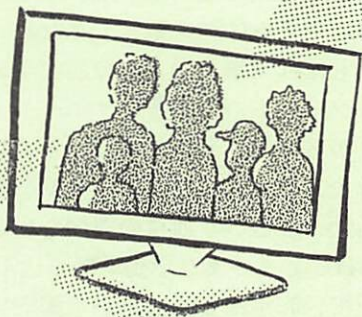


2. 16. GMMP 2005 — 世界102カ国で一齐に —



CONTENTS

特集1 世界モニター日を迎えて 2

特集2 世界の公共放送にみる
番組基準 6

—放送とジェンダー、マイノリティ
市民を考えるために—

・イギリスBBC「制作者のための
ガイドライン」第9章 描写 6

・カナダCBC「性別役割描写の
ガイドライン」 11

・オーストラリアSBS「実務規則」 14

・日本NHK「国内番組基準」から 18

・速報！NHK番組「問われる戦
時性暴力」改革問題をめぐる
動き 19

『新版 Study Guideメディア・リテ
ラシー〔入門編〕』紹介 21

データバンク 海外篇 23

データバンク 国内篇 24

let GAZETTE

編集/執筆 Editor 鈴木みどり(発行人代表)

執筆スタッフ Staff Writers 西村寿子

翻訳 Translation

宮崎寿子、高橋恭子、折茂あや

データバンク Databank Writers

田島知之、竹内希衣子、畠山亮太、
 黛 岳郎、新聞清子、山口理恵子

イラスト Art Director 市川雅美

編集総務 Managing Editor 新聞清子

定期購読・発送 Subscriptions & Shipping
 佐々木はるひ

印刷 Printing (株)カワムラ印刷

FCT市民のメディア・フォーラムは、1977年の創設以来、視聴者、研究者、メディアの創り手が、性別、年齢、職業的立場、社会的地位を超えて社会を構成する一人ひとりの市民として集い、メディアをめぐる多様な問題について語り合い、実証的研究と実践的活動を積み重ねるためのひろば(フォーラム)として機能してきた。FCT活動は各地でのワークショップやシンポジウムの開催、調査報告書の刊行、など多岐にわたる。なかでも、すべての市民、特に子ども、女性、高齢者、障害者、民族的・人種的少数者などのマイノリティ市民の視点からメディアを読み解き、メディア社会を生きる力の獲得をめざすメディア・リテラシーの研究と実践は、FCT活動の中核をなすものである。

特定非営利活動法人

FCT市民のメディア・フォーラム
 Forum for Citizens' Television & Media

理事 鈴木みどり、新聞清子、
 宮崎寿子、佐々木はるひ、
 高橋恭子、西村寿子、
 篠塚公、黛岳郎、
 谷内博一

Media Literacy Project in Japan:
<http://www.mlpij.org/>

事務所
 神奈川県横浜市中区新港2-2-1
 横浜ワールドポーターズNPOスクエア内

資料問い合わせ FAX0466-81-8307

銀行振込 東京三菱銀行麻沢支店
 普通預金 1559401

郵便振込 エフシーティー00190-3-84097

購読料 年2500円(3回発行)

特集1 2005.2.16

世界モニター日を迎えて

ほぼ2年をかけて準備されてきた第3回グローバル・メディア・モニタリング・プロジェクト(GMMP)が2005年2月16日、世界モニター日を迎え、この日のテレビ、新聞、ラジオのニュース報道をジェンダーの視点から分析する調査が世界で一斉に始まった。ロンドンにあってこのプロジェクト全体のコーディネーターの役割を担っているAnna Turleyからは、参加者が102カ国に及んでいるとのメールがとどいた。1995年の第1回は71カ国、2000年の第2回は70カ国だったから、大幅な増加である。

過去2回と今回の違いは他にもある。デジタル・テクノロジーによるメディア社会の急激な進展のなかで、GMMPでも今回は独自のインターネットサイトwww.globalmediamonitoring.orgを立ち上げ、世界各地をつなぎ参加者の対話を容易にするメーリングリストを用意した。それを使った第一声が世界各地の参加グループから次々ととどき始めている。

世界モニター日が2月16日であることは直前までXディとして秘密にされていた。ごくありふれた普通の日のメディア報道を分析することで、メディアが構成する「現実」と私たちの日常生活の関係を検証できるようにすることが重要で、事前に知られることで不必要なバイアスがかかるのを避けるためである。この間、各国のコーディネーターはそれぞれの責任で国内のモニターグループを組織し、世界共通で用いるコーディング様式を自国語へ翻訳する作業を進めるなど、いつでも対応できる体勢を整えてきた。

日本でも、FCT事務局と立命館大学メディア・リテラシー研究プロジェクトの2箇所をサポートデスクを設け、連携を密にしながら準備を進めてきた。とくに今回は、過去2回の参加経験をふまえ、日本では「GMMPからメディア・リテラシー活動へ」という独自の課題を設定したこと、長い時間をかけ、さまざまな活動を織り込んだ準備期間となった。その一環で、昨年は6月に京都で国際フォーラム「世界がメディアを見つめる日・GMMPとメディア・リテラシー」を開催し、12月にも横浜でFCTフォーラムを開き、全国各地からの参加を期した。こうして世界モニター日2.16.の当日には秋田、神奈川、東京、静岡、京都、大阪、岡山、大分の各地から計11グループ、130余名の人たちが一斉に参加するという全国展開が可能になった。

ジェンダーの公正と平等をメディアに — GMMPによる挑戦—

GMMPについては本誌前号で特集しているから、1994年のバンコクにおける国際会議で提案され翌年の1995年から5年ごとに実施されてきた経緯の詳細については、ここで改めて説明する必要はないだろう。

このプロジェクトでは、同じ日のテレビ、ラジオ、新聞のニュース報道をジェンダーの視座から世界各地で一斉にモニターする。

メディアは一定の判断に基づいて、日々の出来事のなかから「ニュース」として報道するものを絶えず選別している。しかし私たちは、そうした選別をいちいち意識することなくニュースと日常的に接している。ニュース報道はいまや私たちの生活そのものであり、私たちの社会を見る目、世界観の形成に深くかかわっている。そうであるなら、ニュース報道をジェンダーの平等・公正という観点から分析することで何が見えてくるかを問うことにも、大きな意義があるだろう。

たとえば、過去2回のGMMPによれば、世界のメディアのニュース報道に登場する全人物のうち女性は17%（1995年）あるいは18%（2000年）でしかない。2005年の今回は、少しはよくなっているだろうか。GMMPの結果として得られるこの種の実証的データは、それ自体きわめて貴重であり、私たちの活動でどう生かしていくかが問われている。

GMMPによる挑戦の二つ目は、ジェンダーの平等と公正がジャーナリズムの根幹にかかわる重大な問題であることを、メディアとオーディアンスの両方で意識化すること、また、そのために必要な指針や基準をメディアの倫

理綱領の一部としてつくらせ、機能させていくことである。この種の基準は、本誌の特集2（p6—p19）でみるように、カナダやイギリス、オーストラリアなどの国では十分ではないにしろ、すで実現している。しかし日本をふくむ世界の多くの国では、いまでも、メディア社会の進展に伴う最優先の課題であり続けている。

GMMPの最大の挑戦は「見えないものを目に見えるようにすることである」と、このプロジェクトの発案者の一人で長く中心的な担い手となってきたテリー・ハマノ（京都フォーラムの主題講演者）は語っている。ニュースでは決して取り上げられることがないのはどのような人びとか。それらの人びとが社会で、私たちの日常生活で、どのような役割を担っているか。GMMPに参加するなかでこうした問いを発するとき、私たちは多くの新しい発見を経験することになるはずだ。それらの発見は、テリー・ハマノがいうように、女性や他のマイノリティ市民のコミュニケーションの権利に深くかかわっている。

日本におけるGMMP2005：プリテストへの参加から2.16世界モニター日、そしてメディア・リテラシー活動の展開へ

ここで、日本においてGMMP2005へ向けた準備がどのように進められてきたかを時系列で振り返っておこう。そのうえで、2.16の世界モニター日を迎えて始まっている活動と、さらにこの先、日本では、どのような展開を構想しているかについても記しておきたい。

● ケープタウン会議2003年6月

Global Media Monitoring Project 2005 Consultation Meeting Cape Town, May 6-10, 2003

ロンドンのWACC(World Association for Christian Communication)でその女性プログラムを担当するスタッフの呼びかけで欧州、南北アメリカ、中東、アジア、アフリカといった世界の各地域から研究者とNGO関係者10数名がケープタウンに集まり5日間の研究会をもった(アジアからは鈴木みどりが参加)。GMMP2005の具体化へ向けた企画会議である。この会議では、イギリスのフリーランス研究者マーガレット・ギャラハー(2000年の第2回GMMPで中心的な役割を担い報告書を執筆)を中心にGMMP2005で使用するモニター様式の詳細な検討が続けられた。議論の中心は、単なる数量分析に終わらず、質的な分析をどこまで可能にできるか、そのための調査方法をどうするか、であった。

●プリテストへの参加2004年4月

GMMPロンドン・オフィスでは、ケープタウン会議の成果を踏まえて改良を加えたモニター様式のプリテストを行うことになり、日本をふくむ世界数カ国に協力を求めた。これにFCT事務局(横浜)と立命館大学メディア・リテラシー研究プロジェクト(RitsMLP、京都)が協力し、テレビのニュース番組と新聞のコーディングを行った。プリテストでは、GMMP初参加者の反応を得たいということで、FCTでは事務局を手伝う若手ボランティアを中心に、立命大では学部ゼミ3年生が参加。プリテストの結果にコメントを付してロンドンへ返送した。

●アジア・太平洋フォーラム「世界がメディアを見つめる日・アクティブ・オーディアンズとメディア・リテラシー」2004年6月

FCT、RitsMLP、ANWIC(Asian Network of Women in Communication)の三者の協同プロジェクトとして京都で開催。フィリピン、タイ、韓国、オーストラリア、日本からゲスト

スピーカーを招いた。その報告の詳細は本誌前号で行っているので、ここでは省略する。

●参加グループの連携とコーディング様式の翻訳などの準備作業開始2004年10月

6月のアジア・太平洋フォーラムへの参加者を中心に秋田、静岡、大阪、岡山、などの各地でGMMPに参加するグループが動き出し、その連携を密にするためにFCTと立命大の2箇所にも日本コーディネーターのサポートデスクを開設。京都のRitsMLPではロンドンから送られてきたコーディング様式の翻訳作業にとりかかる。

●FCTフォーラム2004年12月

GMMP2005へ参加を予定するグループの代表者とともに横浜でFCTフォーラムを開催。各地のグループでGMMPへの参加とそれに続くメディア・リテラシーワークショップの計画をたてるのに必要な情報として、参加することの意義、参加から何を学ぶか、などについて確認する。後半では、ごく普通の日々のニュース番組として、10月2日(水)の夜に録画したニュース番組(立命大2年生ゼミで研究のために録画したVTRの一部)を使って、実際にワークショップをもち、質的分析を試みる。その結果を踏まえ、各地で実施するワークショップでは、さらに改良を加えた問を用意していくことになる。

●世界モニター日2005年2月16日—GMMP 2005始まる

世界モニター日の当日、全国各地の参加グループは一斉に新聞全紙の朝刊を購入。立命館大学院生グループによる新聞のコーディングも始まる(新聞は17日の朝刊も購入し保管)。テレビの夕方と夜のニュース番組については、立命大で全局の12番組を、FCTでは主要キー局の10番組を録画。秋田、岡山、大阪、などでは地方局の番組を中心に録画。ラジオは京

都でNHK、MBS、などの夜の3ニュース番組を録画。立命大では翌日の17日よりテレビとラジオのコーディング始まる。テレビのコーディング作業には、豊中市の3グループと大分のグループから参加があり、学生と社会人計12名がともに作業し有益な経験をもった。FCT事務局では18日と21日にテレビ番組のコーディングを行う。計9名が参加。

●メディア・リテラシーワークショップによる質的分析—全国展開へ

GMMP2005では世界共通のコーディング・シートによる数量分析を補足するため、各国のコーディネーターができる範囲で質的分析を行う。そのために5つの問が用意され、それぞれの間でニュースをひとつ選んで記述式で分析するようになっている。5つの問とは①露骨にステレオタイプなニュース、②巧妙なステレオタイプ、③ジェンダーの平等・公正の観点を欠いている（あれば良い）ニュース、④ステレオタイプに挑戦しているニュース、⑤両性の平等または不平等の問題に焦点をあてているニュースである。

日本では、これらの問を参考にして、GMMP参加者全員で質的分析をしたいと考えている。そのために2.16に録画したテレビのニュース番組をVTRテキストに使い、順次、各地でメディア・リテラシーワークショップを開催していく。

ワークショップでは、ニュース番組の構成を分析し、そこにどのようなニュースバリューの判断を読み解くことができるかを参加者の討論と対話を通して考える。また、登場人物についても、数量分析のためのコーディングでは抜け落ちている映像言語の分析や背景的に映しだされる個人や集団を分析し、そのような映像がなぜ挿入されているのか、それらがどのような意味をもつのか、そこにどのよ

うな価値観を読み解くことができるか、など、ニュース報道を多角的な観点から質的に分析していく。

このような学びの経験を積み重ねるなかで、私たちはメディア社会を生きる力となるメディア・リテラシーを確実に自分のものにしていくことができる。こうしてGMMPは、1回限りのイベントではなく、私たちの日常的な取り組みへと展開していくのである。

以上のような趣旨で行うワークショップをすでに2月23日に京都の立命大で（VTRテキストとしてNHK「ニュース7」を使用）、26日には岡上で（TBS「ニュースの森」）、27日には横浜のFCT事務所（TBS「ニュース23」）、それぞれ実施している。その報告は、他の地域で開催していくワークショップからの報告をふくめ、本誌の次号以降で特集していく。

グローバルとローカル —メーリングリストから響く連帯の声—

GMMPの重要な側面のひとつは、参加する人びとが性別、年齢、国籍、人種・民族、職業、社会的地位などの違いを超えて、能動的な市民のグローバルな連帯をつくりだしていることである。参加者はそうした連帯を力に変え、各自のローカルの活動で生かしていく。GMMP2005が始まりメーリングリストにはオランダ、キューバ、グアテマラ、ポルトガル、フィリピン、フィジー、アイルランド、スウェーデン、スロヴァキア、ザンビア、ナイジェリア、南アメリカ、トルコ、ヨルダン、アルゼンチン、メキシコ、チリ、パラグアイ、ネパール、バングラデシュと、地球上のさまざまな国と地域から参加者の声が次々ととどいている。それらの翻訳紹介も本誌次号で行うことにする。

（GMMP日本コーディネーター 鈴木みどり）

世界の公共放送にみる番組基準 —放送とジェンダー、マイノリティ市民を考えるために— イギリスBBC、カナダCBC、オーストラリアSBS、日本NHK

本誌81号では、社会的制度としての放送メディアを考えるための特集シリーズの一環で、BBCの「制作者のためのガイドライン」の中から、「暴力」、「模倣される反社会的行動」に関する番組基準を訳出した。本特集では、グローバル・メディア・モニタリング・プロジェクト（GMMP）との関連から、さらに「ジェンダー」と「マイノリティ市民」のメディア上の表現に関して、イギリス、カナダ、オーストラリア、の公共放送がWeb上で公開している番組基準を取り上げる。日本の公共放送NHKの国内番組基準を併載するのは、それを私たちが世界各国の公共放送の基準とどのように異なるかを比較検討し、ジェンダーやマイノリティ市民について必要な基準を具体的に提案していきたいと考えるからである。そうした積極的な提案こそがいま私たち市民にできる行動であろう。

BBC「制作者のためのガイドライン」

BBC Producers' Guidelines

第9章 描写

Portrayal

1. 概要

BBCは英国社会のすべての部分に対し奉仕する責任を持つ。BBCの国内サービスは、国家の構成要素を反映し表現することを目的としていなければならない。世界的には、BBCはすべての国際サービスに対して公平な描写という原則を適用しなければならない。そして放送される人びとや国々のバランスの取れた姿を提供するよう努めなければならない。

私たちは、英国連邦や世界に住む人びとおよび文化に関して、充分でかつ公平な見方を提供するよう努力しなければならない。BBCの番組とサービスはこの多様性を反映し、それを描きださなければならない。そうすることで私たちはオーディエンスに対し、番組

を豊かにする新しい才能や見方、顔、声を紹介するのである。

社会集団を描写するとき、ステレオタイプは避けるべきである。しかしまた、存在しないような社会を描き出してしまう危険性にも気づいていなければならない。BBCは社会学のビジネスに従事しているのではない。私たちは偏見と貧困が存在することを報道し、番組に反映する必要がある。しかし、決してそれらを固定化してはいけない。

異なる集団について説明するとき便利な経験則は、人びとに自分自身をどう説明するかを聞いてみることである。彼らが自分たちを別の言葉で表しているとすれば、それには十分な理由があるはずである。

英国連邦を構成する各国の描写に関するより詳細な助言については「第19章：英国を報道する」を参照のこと。

2. 共通の懸念

番組のなかで自分たちが十分に表現されて

いない、あるいは不適切な描写をされていると感じている集団すべてに共通する幾つかの懸念がある。

2.1 放送における不十分な表現

すべての集団の人たちが広範囲にわたる番組のなかで表現されていなければならない。番組では、参加者や出演者を広範囲の人びとから募らなければならない。白人の健常者に不当に集中させてはならない。BBCには専門番組や番組局、BBC多様性データベースがあるので、番組制作者はそれを使って表現される人びとの範囲を拡大することができる。さらに詳細な助言は放送平等局に求めることができる。

2.2 有害・不正確なステレオタイプ

人びとは現実を反映する様々な役割で登場しなければならない。BBCの番組では黒人の人びとを犯罪者として、女性を主婦として、障害のある人を犠牲者として、ゲイの人びとを無力な人として、高齢者を無能力者だとして、特定の専門職や仕事を持つ人びとおよび特定の階層の人びとを必然的に笑いの対象として、分類してはならない。

3. 女性

英国において女性は人口の多数を占めている。法律ができ人びとの態度も変化しているにもかかわらず、いまだに女性はいくつかの点で差別され、番組において十分に表現されていないことが多い。高齢の女性は、特に番組のなかで表現されることが少なく、その描写は多くの場合、限定されたものとなっている。

男女差別のない用語の使用は、特定の活動が一方の性のものであるという印象の固定化を避けるための一つの方法である。女性が多

くの仕事から閉め出されていた時代の用語 (firemen, policemen, taxmen, newsmen, manning: 消防士、警官、タクシー運転手、記者、スタッフ) に対しては、現在は、差別的でない響きの良い別の用語 (firefighters, police officers, tax inspectors, journalists, staffing) がある。

差別的でない用語の使用に対して心地よく感じない人もいる。性差別と政治的な差別用語禁止の両方を避けるために、文章自体を書き直すことは常に可能である。しかし、当事者が自分たちをどう紹介して欲しいかについては、その人たちの要望を尊重しなければならない。誰かが自分を組織の「Chair (議長)」だと言ったときには、私たちがその人をChairmanとかChairwomanと言ってはならない。また、その逆も同様である。

4. エスニック・マイノリティ

他の多くの特徴があるにもかかわらず、人を人種や肌の色だけで特定することは偏狭である。肌の色はそれが妥当性を持つときだけに限って使用されるべきである。同じような条件下で果たして自分が「白人」と言うかどうかを、そのたびに問いかけることが必要である。

4.1 用語

「エスニック・マイノリティ」という言葉は普遍的に「黒人」を指す言葉ではない。白人もエスニック・マイノリティであり得る。

肌の色より地理的または民族的出自の方が妥当性を持つ。「バングラデシュの人」「ジャマイカ人」「ウェストインディ人」「ナイジェリア人」などである。

一般に「黒人」は、アジア人を含めて使用すべきではなく、「黒人とアジアの人びと」

あるいは「アジア、アフリカ、カリブ海の人びと」と言い表す。「非黒人」と私たちが言わないのと同じように「非白人」と呼ぶことも避ける。

英国のアフリカ、カリブ海出身の多くの人びとは「黒色英国人」(black British)と呼ばれることを好む。「黒人」(blacks)と呼ぶのではなく「黒人の人」(black people)という用語を使う。

経験則としては、その人たちに自分たちをどう説明するかを聞くことである。別の呼び方をするのであればそれには何か理由があるはずである。

4.2 誤解を生むイメージ

英国に住むエスニック・マイノリティのほとんどは英国人である。多くの人がこの国で生まれておりその数も増加している。彼らは英国社会全体の一部なのである。

黒人とアジア人は否定的なステレオタイプ化に非常に苦しんでいる。番組では、原稿にある不快な推測や一般化を許してはならないし、そのような発言を含むインタビューに対しては、可能な限り異議を申し立てる必要がある。

5. 障害を持つ人びと

障害を持つ人びとの描写、表現に対する配慮は、特にその障害が何であるかが非常に広範囲に及ぶので複雑な課題となる。英国の人口の4人に1人は障害を持つか、または障害を持つ人の世話をしている。発展途上国ではさらに障害を持つ人びとが多い。障害を持つ人びとは常に番組内で充分には表現されていない。

編集上の統一と力強さを失わないようにしながらも、番組が障害を持つ人びとの権利と

尊厳に対して敏感であることは可能である。障害を持つ人びとは庇護されるべきではない。障害を持つ人びとを「勇敢なヒーロー」や「哀れむべき犠牲者」として描くようなステレオタイプの思考は、多くの場合、気分を害させるだけである。

番組制作者は、BBCの字幕に関する方針や、視覚障害を持つテレビ視聴者のガイドライン、障害者差別に関する1995年法に基づくBBCの義務に関連するその他のBBCガイドンスの内容を周知していなければならない。

5.1 用語

婉曲表現は必要ではない。シンプルな実際的な言葉が良い。

- ・「障害者」(The disabled) は感情を害する用語と見なされる可能性がある。この言葉は、その人たちを問題のある集団として定義しており、個人を否定している。ある人たちは「障害者たち」(Disabled people)を受け入れることができるが、「障害を持つ人たち」(people with disabilities)のほうを好む人もいる。BBCの番組はこの両方を使用している。

- ・「身体障害者」(the handicapped) と呼んではならない。「欠陥を持つ」(invalid)、「痙性的」(spastic)、「知恵遅れ」(retarded) や「欠陥のある」(defective) といった言葉は広く感情を害する。

- ・「目の見えない人」(the blind) や「耳の聞こえない人」(the deaf) といった用語は嫌われる。「～が不具」(Crippled with)、「～の犠牲になる」(victim of)、「～に苦しむ」(suffering from)、「～に冒される」(afflicted by) などは避けるべきである。「～を持つ人」(People who have' or 'a person with) は一般に明確で、事実を伝え、

感情を害することがない。

- ・しかしながら、障害を持つ人自身が自分を「盲人」(blind)、「聾者」(deaf)「身体障害者」(crippled)と表現することがある。私たちは侮辱しないようにしつつ、彼らが自分をどう呼ぶかについては彼らの意志を尊重すべきである。

- ・現在では普通、知的障害を持つ人は「学習困難な人」(people with learning difficulties)と表現される。「精神障害」(mental handicap)はある人には受入れられるが、他の人には不名誉であるとしていやがられる。

- ・「学習困難」(learning difficulties)は「精神病」(mental illness)と混同してはならない。

- ・聴覚障害については正確さを期す。「聴覚障害、部分的聴覚障害、耳が聞こえにくい」(deaf, partially deaf, deafened, hard of hearing)を使用する。「耳が聞こえず口がきけない」(deaf and dumb)は容認できない。

車いすを使用する人は「車いすに縛られた」(confined to a wheelchair)や「車椅子に束縛された」(wheelchair-bound)といった表現を嫌う。これは車椅子が束縛しているのではなく、移動を可能にしているからである。「車椅子を利用する」人(uses a wheelchair)あるいは「車椅子に乗っている」(is in a wheelchair)人が好ましい。

5.2 共通の課題

障害が常に外見上、明白であるとは限らないが、障害は日常的現象である。このことをBBCは、フィクションや事実に基づく番組のなかで反映しなければならない。障害を持つ人びとは、当然ながら、放送でその障害の事実を示す必要が無いような形で娯楽番組に参加出来なければならない。それが妥当性を

持つ場合に限って、その人の持つ障害についての説明をする。

5.3 目の不自由な人(blind)、視覚障害を持つ人(visually impaired)へのインタビュー

インタビューでは、目の不自由な人、弱視の人が経験しているかもしれない困難に注意を払う。テレビでは目の不自由な人が望むような形で自己紹介するのを補助する。安全に問題がある物がどこにあるかを説明する。

6. 宗教団体の描写

厳密にそれが妥当性を持たない限り、人びとや国を宗教で特定してはならない。特定の宗教集団や宗派がすべての人びとの信念を代表しているように描写してはならない。

軽率な描写は不快である。特定の信仰が、それを信じていないすべての人に敵対しているとか、異質であると暗示している場合は特にそうである。例えば、イスラム世界全体を説明するために、シュプレヒコールしているイスラム活動家の群衆の映像を用いてはならない。

「原理主義者」や「過激派」といった言葉は注意深く扱わなければならない。ある集団にとって公正な記述が、類似のすべての集団にも当てはまるとは限らない。「イスラム原理主義者」といった用語を使用するときは、私たちがキリスト教原理主義者、ヒンズー教原理主義者といった表現を用いて語るかどうかを吟味してからでなければならない。(第6章「趣向と品位」のセクション5「国際的オーディエンス」、セクション9「宗教的感性」を参照のこと)

7. 性的志向

BBCの番組は偏見を媒介するものであってはならない。レスビアンやゲイの人たちは

特に、思慮のない不快なステレオタイプの対象にされやすい。

ゲイやレスビアンの人たち、また両性具有の人びとは、BBCの公正なサービスと取り扱いを受ける権利を持つ重要な少数者である。番組制作者は、ホモセクシュアルの人びとが、社会で多様な役割を果たしていることを忘れないようにする必要がある。彼らは他の人びとと同じように、その多様性が誠実に描かれているのを見る権利がある。

7.1 ステレオタイプ化

描かれているゲイの登場人物が、ゲイであるという理由だけで登場している、あるいはゲイであることだけが主要な特徴であるといった場合には、ステレオタイプ化は特に危険である。性的志向は偶発的な特徴である可能性もあることを忘れないようにしよう。私たちは同性愛を、服装倒錯や性転換と混同してはならない。これらは両方ともセクシュアリティとは特に関係はない。

番組は、不快な仮定や一般化がみられる脚本を認めてはならない。インタビューされている人がそんな表現をするときには、強く異議を申し立てる必要がある。

7.2 性の認知

それが妥当性を持つ場合は、公認されている著名人の同性愛やそのパートナーの同性愛には率直に言及すべきである。これは、例えば、プロフィール、死亡広告、その他、厳正な妥当性を持つ文脈において、あるいは同性愛の関係に言及する妥当性を持つと考えられる場合に起こりうる。しかしながら、BBCはセクシュアリティに関わる事実の公開を強制するものではない。他の問題と同じように、このことについても強くプライバシーを尊重

している。

7.3 用語

言葉が持つ効果には、敏感でなければならぬ。「同性愛」は広く流布している言葉である。「ゲイとレスビアン」の方が、好まれることが多く、確実に受入れられる。事実に基づく番組で「クィヤー、レズ、おかま、ホモ (queer, dyke, fairy or poof)」といった言葉の使用はありえない。登場者がこれを軽蔑的に使用した場合は、どんな場合でも意義を申し立てなければならない。

これらの言葉がドラマの登場人物によって使用された場合は、人種侵害と同様に繊細な問題として慎重に考慮されなければならない。

8. 高齢者

多くの高齢者は活発で充実した生活をおくっている。高齢者は、余生をおくり、依存的で、虚弱で、性的に不活発で、受動的であるというように描かれるイメージは、有給雇用、家族扶養を終えた人たちが、多くの場合、多忙で、活動的で有用な人材であるという事実を無視したものである。

年齢に言及することは、必ずしも能力や関心、精神状態、健康などについて語ることはならない。年齢への言及はそれが妥当性を持つときだけにすべきである。

それがオーディアンスであれ、競技者、競争者、あるいは芸能人であれ、BBCは番組の参加に関して一般的な上限を設けていない。

唯一の基準としては、必要とされることを行う能力があるかどうかである。

描写に関する広範囲の問題に関しては、部長や委員会役員に助言を与え支援するチーフアドバイザーや編集指針を活用することができる。
(訳責：宮崎寿子)

CBC 「性別役割描写のガイドライン」

CBC Guideline on Sex-Role Portrayal

CBCでは、報道における基準とその実務について詳細に公開している。その冒頭で、CBCは公共放送としての独自の立場を自覚して、「CBCはカナダでもっとも大規模かつ広域な報道機関であるだけでなく、カナダ市民によって資金提供されているため、すべての市民が信頼できる質の高い情報を継続的に提供する義務を負う」と明言している。

CBCの「報道の基準と実務」(Journalistic Standards and Practices)では、はじめに報道の自由と報道の責任についての記載があり、ついで「法的枠組み」、「報道方針の実務」、「指針」、「制作基準」、および「人事基準」の5章からなる。各章はさらに細かく分類整理され、広範にわたる内容が網羅されている。

今回取り上げる「性別役割描写のガイドライン」は、1993年9月にまとめられ、この5章のあとに続く別添の「関連するCBCの指針」7項目のうちの4番目に掲載されている。

4.1 原則

CBCは女性と男性の平等を認識している。

4.2 目的

このガイドラインの目的は、CBCの局やネットワークで放送される番組およびCMの中で、子どもを含むすべての人が公平に表現され描写されるよう保障することである。

4.3 適用

このガイドラインはCBCによって制作または共同制作された番組のすべて、またCBCが自社の局やネットワークで放送するために

購入する番組および広告のすべてに適用される。

4.4 管理運営

メディア部長、地域部長、および広告基準課長は、このガイドラインを実践する責任を負う。ガイドラインからの逸脱やその対応については、番組上の公平表現局の責任者であるメディア部上級副社長、あるいは広告基準の責任を負う企画および規律問題担当の副社長に報告しなければならない。

4.5 解釈

ガイドラインは「人権と自由に関するカナダ憲章」(Canadian Charter of Rights and Freedoms) および放送法に沿って一貫した態度で解釈されなければならない。また、ガイドラインの解釈はCBCの報道および創造的な番組編成上の独立、または、そのジャーナリズム指針や実践と対立してはならない。

4.6 ガイドライン

番組およびCMのすべてにおいてCBCは以下を実行しなければならない。

4.6.1 実在

現代カナダ社会における女性と男性の位置を現実的な方法で反映させ、彼らの知性および感情における平等を認識する。

4.6.2 多様性

年齢層、外見、意見および関心において多様な女性と男性を、非伝統的なものを含むさまざまな役割と責任のもとに登場させる。

4.6.3 ステレオタイプ

弁解のできないステレオタイプや不必要なステレオタイプを禁止する。(番組政策2を

参照のこと)

4.6.4 役割

4.6.4.1

広範囲の環境、活動、状況設定のもとで、女性を、男性も同様に、職業、専門性、権威、技能を有している人として描写する。

4.6.4.2

女性と男性を仕事や責任を分かち合う平等なパートナーとして、また製品やサービスの平等な受益者として描く。

4.6.5 バランス

4.6.5.1

ジャーナリスティックな番組においては、すべての社会的な問題について女性の意見を、男性の意見も同様に、求める。

4.6.5.2

ナレーションでは女性と男性の声を使用する際に均衡を図る。

4.6.6 セクシュアリティ

服装、明示的または暗示的な身振り、カメラワーク、風刺または二重の意味を持つあいまいな語句などによって、個人を性的なおとり（ルアー）として不当に利用することを避ける。

不当な利用とは、オーディアンスに製品を販売し、あるいはオーディアンスに訴求するために、人間の身体またはその一部を、弁解の余地なく、あるいは不必要に、露出することである。

上品で肯定的で当面の話題に関係するセクシュアリティの放送上の表現は、人物が自身のセクシュアリティを抑制し、賛美している場合で、番組の提示の仕方と違和感なく結びついている場合は、適切である。

4.6.7 用語

男女の平等の原則を尊重する用語を使用することを徹底する。

この点で、CBCは次のガイドラインを遵守しなければならない。

4.6.7.1 番組政策の適用—番組における女性の描写

カナダ社会で変化しつつある態度、なかでも話し言葉の変化をよりよく反映させることを徹底するために、CBCはオンエアされる人物について以下のガイドラインを設けている。

(a) 男性と女性の両方に対して包括的な用語を使用する。

例： ファイアマンではなくファイアファイター、スチュワードやスチュワードレスではなくフライトアテンダント、男性のナースではなく単にナース、女性エンジニアではなく単にエンジニアを使う。

(b) 男性と女性について社会的文脈や職業との関連で言及するときには、彼らを平等な立場に置く。

例： ミスター・スミスとメアリー・ジョーンズまたはメアリーではなく、ジョン・スミスとメアリー・ジョーンズ、またはミスター・スミスとミズ／ミセス／ミス・ジョーンズを使う。

(c) 女性について説明するときには、他の人との関係によってではなく、女性自身の権利に基づいて言及する。

例： … と結婚しているメアリー・スミスではなく、作家のメアリー・スミスという。

(d) 男性と女性に言及するときには、対等の用語を使用する。

例： MenとLadiesあるいはMenとGirlsではなく、MenとWomen、またはLadiesと

Gentlemenを使う。

(e) 上位者ぶった用語を避ける。

例： リトルレディまたはベターハーフではなく、妻または配偶者を、女性解放運動家ではなく、フェミニストを使う。

(f) どちらの性も排除しない用語を使用する。

例： チェアマンではなく、チェアまたはチェアパーソン、マンカインドではなくヒューマニティ、メンズ・アチーブメントではなく、ヒューマン・アチーブメント、を使う。

(g) どちらかの性別を連想させることを避けるために、複数形または中立的な用語を使用する。

例： 「Doctor bills his patients」ではなく、

「Doctors bill their patients」、「A man likes his comfort」ではなく、「People like their comfort」を使う。

4.6.7.2 用語ガイドライン

CBC言語サービス (Linguistic Services) では、性差別を反映する可能性のある用語の代替の例として以下のリストを作成している。

むろん、個々人の要望にしたがって呼称を用いるのが礼儀である。したがって、もしある女性が役員会のチェアパーソンではなく、チェアマンとして知られることを好んでいる場合には、彼女の要望が優先される。

(訳責：折茂あや／鈴木みどり)

男性用語・女性用語 MASCULINE or FEMININE	中立的用語 NEUTRAL
アンカーマン	アンカー
ビジネスマン	ビジネスパーソン、エグゼクティブ
ビジネスマン	ビジネスコミュニティ、ビジネス界の人びと
カメラマン	カメラオペレーター
クリーンングレディ／ウーマン	クリーナー、ハウスキーパー
クラフトマン	クラフトピープル／クラフトパーソン
デリバリーボーイ	メッセンジャー
ドラフトマン	ドラフティングテクニシャン／ドラフター
ファイアマン	ファイアファイター
紳士協定	名誉協定
ハウスワイフ	ホームメーカー
レディドクター	ドクター
メイド	ハウスワーカー、ハウスキーパー
メールマン	メールキャリア、レターキャリア
マン・アワー	パーソン・アワー、ワーク・アワー、レイバー・アワー
マンパワー	ワークフォース
ニュースマン	レポーター、ジャーナリスト
ポリスマン	ポリスオフィサー
セールスマン	セールスクラーク、セールスリプレゼンタティブ
シュワーズ	フライトアテンダント
ウォッチマン	セキュリティガード
スポークスマン	リプレゼンタティブ、スポークスパーソン
ウエイトレス	サーバー
ワークマンズ・コンペンセーション	ワーカーズ・コンペンセーション

オーストラリアSBS「実務規則」 SBS Codes of Practice

SBS憲章 (SBS Charter)

SBSは1978年1月1日、「1942年放送法」のもと、独立法定機関として設立された。1991年12月23日に発効した「1991年特別放送サービス法」(Special Broadcasting Service Act 1991)により、SBSは法人組織となった。この法律はSBSに対して、オーストラリアの人びとが議会を通じ、全国的な放送事業者としてのSBSに求めるものを明確に示す憲章を制定している。

SBSの主な役割は、すべてのオーストラリアの人びとへの情報伝達、教育、娯楽となる多言語、多文化のラジオ、テレビ放送を提供し、それによってオーストラリアの多文化社会を反映することにある。

その重要な役割を果たすにあたり、SBSは次のことをしなければならない：

- (a) 多民族、アボリジニ・コミュニティ、トレス海峡島コミュニティを含むオーストラリアの多文化社会のコミュニケーション・ニーズに応えるよう貢献する。
- (b) 文化の多様性がオーストラリア社会の持続的な発展に貢献しているという意識を高める。
- (c) オーストラリアの人びとの文化的、言語的、民族的な多様性についての理解と受容を促進する。
- (d) 言語やその他の文化的技能の保存とさらなる発展に貢献する。
- (e) オーストラリアの人びとに対し、それぞれが好む言語で可能な限り、情報を伝え、教育し、楽しみを提供するようにする。
- (f) オーストラリアの多様な創造性を活用する。
- (g) オーストラリア公共放送(ABC)と公共放送セクターの果たす役割を特に重視し、オーストラリアのテレビ、ラジオ放送の総体的な多様化に貢献する。
- (h) テレビ、ラジオ放送の領域拡大に貢献し、多様な視点、革新的な表現様式を用いて、オーストラリア社会の変化を反映する。

ビジョンに関する声明

オーストラリアの生命あふれる多様性を伝える。

SBSの「実務規則」 SBS Code of Practice 前書き

SBS役員会は「1991年特別放送サービス法」第10項(1)(j)のもと、番組編成に関する「実務規則」を作成し、それらの規則をオーストラリア放送裁定委員会(Australian Broadcasting Authority)に通知する義務がある。

また第10項(1)(b)により、役員会は番組編成方針を立て、それを公表する義務がある。SBSの「実務規則」は、これらの条項および他の法的義務を充たすものである。

SBSは視聴者および聴取者に対する責任を自覚し、番組への意見を歓迎する。苦情処理方法に関する詳細は、第7項で述べている。さらに詳しい情報が必要な場合、また意見や苦情を正規の手続きで申し立てる場合は、この「業務規則」とは別のものとして、SBSへの連絡方法を示した「簡略手引き」がこの「規則」の表紙に記載されている。裏表紙にはSBS憲章と「放送原則」が記されている。

カーラ・ザンパティ 会長

目次

1. 序文
2. 一般番組の規則と方針
 - 2.1 偏見、人種差別、差別待遇
 - 2.2 言語と多様性
 - 2.3 集団や個人に関するアイデンティティ
 - 2.4 ニュース、時事問題
 - 2.5 宗教
 - 2.6 インタビュー、トークバック(電話による番組)、オーディアンスの反応
 - 2.7 プライバシー
 - 2.8 難聴、聴覚障害者のための字幕
3. テレビ分類規則
 - 3.1 序文
 - 3.2 暴力
 - 3.3 自殺
 - 3.4 性、ヌード
 - 3.5 言語、専門用語のパリエーション
 - 3.6 分類記号
 - 3.7 消費者へのアドバイス
 - 3.8 放送時間帯
 - 3.9 分類区分
4. 広告とスポンサー
5. コミュニティ情報
 - 5.1 一般
 - 5.2 ラジオ
6. 政治放送と選挙報道
7. SBSの番組に対する意見と苦情
 - 7.1 序文
 - 7.2 情報と意見
 - 7.3 苦情
 - 7.4 正規の手続きによる苦情の申し立て
 - 7.5 時間
 - 7.6 調査を行わない苦情
 - 7.7 英語以外の言語による苦情申し立て
 - 7.8 苦情に対するSBSの対応
 - 7.9 苦情処理委員会
 - 7.10 正規の手続きによる苦情への回答
 - 7.11 正規の手続きによる苦情が認められた場合のSBSの対応
 - 7.12 SBSの対応に不満な場合
 - 7.13 非公式の苦情

補足 A

映画とコンピューターゲームの分類に関する映画・文学作品分類ガイドライン事務局
SBSサービス憲章

[以下では、この目次から、1序文と、2一般番組の規則と方針のうち、2.1偏見、人種差別、差別待遇、の部分を選出する]

1. 序文

SBS「実務規則」には番組編成の手引きとなるSBSの原則と方針が述べられている。この規則は、「...すべてのオーストラリアの人びとへの情報伝達、教育、娯楽となる多言語、多文化のラジオ、テレビ放送を提供し、それによってオーストラリアの多文化社会を反映する」というSBS憲章の主な役割を包含している。

多言語、多文化の全国放送というSBSの役割は、SBSをオーストラリア放送界で特別な存在であることを保障している。オーディアンスは、SBSのサービス全般に対し、オーストラリアの多様性の反映や、「オーストラリアの生命あふれる多様性を伝える」というSBSのビジョンに即した番組編成を期待することができる。

オーディアンスは広範な文化、価値観、視点に触れることで最高のサービスを受けると、

SBSは考える。その結果、SBSの番組編成が議論的となったり、挑発的であったり、あるときは一部の人びとにとって不快であったり、侮辱的であることもありうる。

SBSは、最終的に、バランスの取れた視点が得られるよう、注意深く、責任を持って多様性を提供する。SBSは、すべてのオーストラリアの人びとのためのものである。したがって、オーストラリア国内におけるさまざまな経験、ライフスタイル、見方、文化、言語を提示することをめざす。

SBSのテレビ放送とラジオ放送はそれぞれが異なる優先事項を持ち、SBSの目的達成のために互いに補完する役割を担う。しかしながら、番組編成に関する原則と方針はテレビ、ラジオに共通であり、特に示されていない限り、この「実務規則」はSBSのすべての放送とデータキャスティング・サービスにも適用される。

SBSのニューメディア・コンテンツもまた、これらの規則に準じて選択され、開発される。インターネット上のデータは、苦情調査の目的に関しては、オーストラリア放送裁定委員会の管轄から除かれている。

2. 一般番組の規則と方針

2.1 偏見、人種差別、差別待遇

SBSは、人種、民族、国籍、ジェンダー、年齢、性的志向、宗教、身体的または精神的障害、職業的地位または政治信条に基づく個人または集団への偏見ある態度に対して、反対する。多様性を描写するという使命を堅持しつつ、先に述べた理由から、差別を明らかに黙認、許容、あるいは、助長する番組を放送しない。

SBSは、人種差別を、公平で調和の取れた、結束した社会を達成するうえでの大きな障害と見ており、それを排除する活動に取り組んでいる。SBSは、異文化コミュニティや人種問題全般における歪んだイメージを正すことをめざす。SBSはオーストラリアの文化的多様性の現実を反映し、人種差別的態度を暴きだす番組を通して、このことを実現する。

SBSは、番組での個人あるいは集団のステレオタイプ化に反対し、または支持しないように保障することをめざす。

SBSは異なる集団に属する人びとを多様な役割で提示し、単純なりプレゼンテーションを避けることで、ステレオタイプを排除するよう努める。

2.1.1 女性

SBSは、女性が社会で関与するさまざまな役割を反映する番組を通じて、女性の社会への貢献に対するより高い認識を促進することをめざす。

女性の描写で、性的なステレオタイプ、ジェンダーや人種のステレオタイプを創作したり、強化してはならない。女性の搾取を容認する番組は避けなければならない。

SBSは、女性が番組を演出し、制作し、提案する機会を提供する。すべての番組、とくに女性問題を扱う番組において、女性が高いレベルで参加することを求める。

SBSは、多様な文化や役割を反映することにより、ステレオタイプに挑戦する。SBSは、異なる文化集団が異なる女性観を持つことを理解する。SBSは、このような容認されている文化的価値に真っ向から挑戦する番組を放送することもある。

2.1.2 オーストラリア先住民族

「オーストラリア先住民族」とは、アボリジニの人びととトレス海峡島に住む人びとのことをいう。SBSは、先住民族社会の社会的、文化的、精神的規範を認識し、これらの社会内外での多様性を認める。SBSは、すべてのオーストラリアの人びとのあいだで、先住民族の文化、価値観、願いに対する理解を深め、促進することをめざし、和解へのゴールを支援する。

SBSは、すべての先住民族の多様で、変化するニーズに応え、オーストラリア先住民族にとって重要な現在の問題を取り上げる番組を、長期にわたって提供していくことをめざす。SBSは、そのような番組制作と放送に関するあらゆる点において、先住民族が最大限に関わるようになることをめざす。

SBSは、先住民族番組の制作、委託、放送において、先住民族の感性、文化的伝統、言語への適切な配慮を保障するように努力する。SBSは、先住民族コミュニティが自らの文化、言語、伝統を維持する必要性を認識し、それにかなう番組を制作することをめざす。

SBSは、先住民族とその問題をとりあげるメディアをめぐる多くの文化的問題に心を配る。

アボリジニの人びとやトレス海峡島の人びとの文化的慣習が、あらゆるメディアの番組やニュース報道で取り上げられることが重要である。先住民族の死別の儀式は地域独特である。最近死亡した先住民族の人びとを描写、または提示する番組、あるいは報道番組を制作する際には、番組制作者、ニュース編集者、プロデューサーは責任を持って地域の慣習を確認し、観察する必要がある。死亡した先住

民族についての資料、または音声については、適切なところで、前もって、警告を入れる。

番組制作者、プロデューサー、ジャーナリストは「アボリジニ・コミュニティとトレス海峡島民コミュニティに関する映画・テレビ制作のためのガイドライン」が収められているSBSの出版物、『大いなる視点』The Greater Perspective(1997)を参照する。『大いなる視点』は、オーストラリア先住民族を取り上げる際に、番組制作者、プロデューサー、ジャーナリストが順守すべき6つの原則を示している。これらの原則は番組制作者とプロデューサーにとって必要なこととして、次のように述べている。

- ・先住民族に対する自分自身の偏見、ステレオタイプ化された信条、認識を意識化し、それに挑戦する。
- ・先住民族に関わる事柄についての先住民族の見解は、非先住民族とは異なるかもしれないことを自覚する。
- ・先住民族について番組を制作する際は、先住民族に相談し意見を求め、とくに、番組の対象となっている人に相談する。
- ・先住民族との取引は、いかなる提案書のもたらず結果や、独立した法的アドバイスを求める彼らの権利に関して先住民族に伝えるべきことを含み、先住民族に対して率直に誠意をもって行う。
- ・先住民族の土地や文化的遺産を、番組のテーマと同様に、尊重する。
- ・先住民族の文化に心を配り、番組を制作する以前に、また制作中に、関係する人びとから十分意見を聞き、交渉する。

(訳責：高橋恭子／鈴木みどり)

日本放送協会（NHK）国内番組基準から（平成10年5月26日から施行）

NHKの番組基準は、インターネットサイトのトップページにある「経営情報はこちら」をクリックすると「情報アーカイブ」が出てくる。その中に、「日本放送協会番組基準」（国内番組基準・国際番組基準）がある。「国内番組基準」では、まず、前文の5項目のなかで「2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る」とある。それを受けて、「ジェンダー」や「マイノリティ市民」に少しでも関連しそうな基準を探してみたのが、次の諸項目である。

第1章 放送番組の一般的基準

第1項 人権・人格・名誉

- 1 人権を守り、人格を尊重する。
- 2 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用をそこなうような放送はしない。
- 3 職業を差別的に扱わない。

第2項 人種・民族・国際関係

- 1 人種的、民族的の偏見を持たせるような放送はしない。
- 2 国際親善を妨げるような放送はしない。

第7項 地域文化

地域の多様性を尊重し、地域文化の創造に役立つ放送を行う。

第8項 家庭

結婚はまじめに取り扱い、家庭生活を尊重する。

第9項 風俗

- 1 人命を軽視したり、自殺を賛美したりしない。
- 2 性に関する問題は、まじめに、品位を失わないように取り扱う。
- 3 不健全な男女関係を魅力的に取り扱ったり、肯定するような表現はしない。

第11項 表現

- 3 下品なことばづかいはできるだけ避け、また、卑わいなことばや動作による表現はしない。
- 4 人心に恐怖や不安または不快の念を起こさせるような表現はしない。

第2章 各種放送番組の基準

第8項 娯楽番組

- 2 身体的欠陥などにふれなければならないときは、特に慎重に取り扱う。
- 3 方言や地方特有の風俗を扱うときは、その地方の人々に反感や不快の念を与えないように配慮する。

インターネットサイトから私たちがアクセスできるのはこの基準と「国際番組基準」だけである。なお、この「国内番組基準」の最後には、つぎのように書かれている。

放送法に基づいて制定された「日本放送協会国内番組基準」は、NHKの放送に関する規範を示したもので、いわば放送番組を制作するときの憲法とも言えるものです。NHKでは、「日本放送協会国内番組基準」を守り、これからも皆様に信頼される放送番組の制作に努めてまいります。

しかし、ここで取り出した諸項目をなんど読んでも、説明はあいまいで、具体的にどのような内容をさしているか分かりにくい。さらに重要なのは、ジェンダーの公正や平等という項目は見あたらないことである。

ところが、一般的には公開されていないが『NHK番組基準ハンドブック』という解説書がある。その2001年版を見ると3部構成になっ

ており、「第1部 基本的な考え方 第1章 放送番組一般の基準」のなかで「第8項 家庭 結婚はまじめに取り扱い、家庭生活を尊重する」については、「家庭生活においても男女差別を肯定するような表現はしない」と解説しており、第8項が一応、ジェンダーに関する基準だと考えられる。

さらに、マイノリティ市民に関する解説としては、「第2部 番組基準の意味するもの」「2 放送と人権」のなかで「4 差別的表現をなくすために」という項目がある。(1) 基本姿勢として、「差別もまた大きな人権侵害である。『名誉』や『プライバシー』とは異なって、差別は社会の目につきにくいところで潜在的に行われたり、あるいは無意識のうちに行われたりすることが多い。それだけに、人権の意識や感覚を研ぎ澄まして、ことばや表現の問題に取り組む必要がある」とし、「なぜ“差別的表現”になるかを考えてみる」「全体の脈絡の中で考える」「『使ってはいけない』『言い換えが必要としているのではな

い』、と断った上で、「特に気をつけたい差別にかかわることばと表現を、参考として取り上げた」として、つぎのような項目をあげ、その中で具体的な例示をしている。

あげられている項目とは、(2) 身分差別、地域差別、(3) 職業差別、(4) 病気や障害に対する差別、(5) 外国人差別、(6) 性差別、性的嫌がらせ、(7) 同性愛への偏見、である。

次に第2部「3 放送と表現」の「2 人を傷つける表現」として(1) 文芸作品などの場合、(2) 少数民族の呼称に対する配慮、(3) 避けたい用語や表現、という項目があり、同様に例をあげて説明している。

紙幅の関係上、ハンドブックの内容について詳しく触れることはできないが、項目だけをみると、少なくともNHKが関心を持つ具体的な人権課題が伺える。NHKは、市民が目にするのできる番組基準の具体的な内容を広く明らかにして、そのことについて市民と対話の道を開くことが求められているのではないだろうか。(文責 西村寿子)

速報！NHK番組「問われる戦時性暴力」改変問題をめぐる動き

2005年1月12日、朝日新聞は01年1月30日にNHKから放送された4回シリーズ「戦争をどう裁くか」の2回目「問われる戦時性暴力」について、番組放送前にNHK幹部が自民党の中川昭一現経産相、安倍晋三現自民党幹事長代理と面談し、その後、番組内容が大幅に改変されたと報道した。

翌13日、当時の番組制作局教育番組センターのチーフ・プロデューサー長井暁さんが記者会見し、直前の番組改編の状況や海老沢会長体制で政治介入が日常化していたと実名での

内部告発を行いNHKを除く民放各局の夜のニュースが一斉に報道した。その後、メディア関係団体、研究機関、市民団体、個人が声明や抗議文を出している。

●メルマガ「星川淳の屋久島発インターネットソース」の番外資料編心網付録/資料

<http://blog.melma.com/> このサイトでは、この問題の特集しており、ここから様々なリソースにアクセスできる。まず、長井さんの1時間の記者会見は次のサイトで見ることができる。<http://www.videonews.com/>

●**メディア関係団体の声明**：日本ジャーナリスト会議（JCJ）は1/14に、メディア総合研究所は1/17に声明をだし次のサイトに掲載。

<http://www.mediasoken.org/page044.htm>

出版流通対策協議会の緊急声明は1/24に出されている。メディア総合研究所声明では、放送法第3条をあげて、安倍・中川両氏の行為は「明確な放送法違反、憲法が禁止する検閲そのもの」としている。

●**当事者の発言**：番組出演者の証言などによる問題提起を伝えるメキキ・ネットは<http://www.jca.apc.org/mekiki/>メール・ニュース号外（1/12、1/17）で今回の記者会見で明らかになった事実を整理し、番組にスタジオ出演して発言を改変された米山リサさんによるBRCへの申し立てとBRCの「見解」、彼女からのメッセージと声明を掲載している。声明では「放送直前の番組大改変の結果、視聴者の知る権利、出演者や取材協力者の人格権および意見が侵された」としている。メキキ・ネットのサイト上にある「番組改変のプロセス」は5回に及ぶ改変でいつ何が削除されたのかを伝えている。

NHKの番組が取材した女性戦犯国際法廷主催者の一員である戦争と女性への暴力ネットワークVAWW-NET Japanは、安倍・中川議員らが複数のメディアで行った女性戦犯国際法廷への事実い曲に抗議して1/17に長文の反論を発表。1/20には安倍議員へ公開質問状を出した。

<http://www.jca.apc.org/vaww-net-japan>. 「メディアの辺境地帯」もこの問題の特集 <http://www.henkyonews.cocolog-nifty.com/> している。

●**雑誌記事**：いずれも3月号で取り上げている。『放送レポート』は、緊急アンケート結果を掲載、月刊『現代』ではジャーナリスト

の魚住昭、『世界』では服部孝章立教大学教授、『論座』では、山口二郎北海道大学教授などが執筆している。

●**「クローズアップNHK－岐路に立つ公共放送1?4」、『朝日新聞』2004年12月20-23日**

2004年7月以降に発覚したNHK職員による取材費の水増しや受信料着服などの不祥事は計10件、被害額は判明しているだけで約1億2千万円にのぼる。NHKは年約6500億円の受信料収入で成り立っているが、受信料の支払い拒否現象は04年12月時点で11万3千件、約10億円分である。

このシリーズでは、NHKの構造的な問題を視聴者の視点から検証するとしている。第2回目では、若者の視聴率低下に危機感を募らせ、無理に若い視聴者をつなぎ止めようとする番組制作、自らの不祥事をどう報道しているかを検討。

第3回目では関連団体36団体、民放キー局にも匹敵する売り上げのファミリー企業を取り上げ、事業の拡大とともに商業化の進展を指摘する。第4回目では、NHKの予算や決算案を審議する国会の空洞化、組織上NHKの最高意思決定機関である経営委員会委員が非常勤であり、チェック機能を果たしていない問題を取り上げている。

（まとめ 西村寿子）

FCT第7回メディア・リテラシー 研修セミナー開催のお知らせ

『新版Study Guideメディア・リテラシー〔入門編〕』の発刊を機に、「ぜひ首都圏で研修セミナーを」という声が多数寄せられています。そこで、今年もかながわ女性センター（江の島）で8月6日（土）～7日（日）に開催します。問合せ・申し込み先：
Eメール mlpj-facilitate@mlpj.org

『新版 Study Guideメディア・リテラシー〔入門編〕』発刊される

2000年夏に刊行された鈴木みどり編『Study Guideメディア・リテラシー〔入門編〕』（リベルタ出版）が、内容を大幅に改訂して2004年12月に発刊した。通常なら、入門編の2刷として増刷されるのだが、立命館大学メディア・リテラシー研究プロジェクトとFCTの協同研究のなかで、この4年間の実践や利用者からの反響を吟味し、内容の検討を重ねた結果、大きく内容を改訂し、『新版Study Guideメディア・リテラシー〔入門編〕』として刊行される運びとなったのである。

本書は、初版と基本的に同じように5章構成で構成されている。ただし、「4章 テレビドラマと私たちの世界」と「5章 ニュース報道を読み解く」は全面的に検討をくわえ、大幅に内容を改訂した。また、姉妹編の〔ジェンダー編〕（2003年）と合わせて使えるように、フォーマットを統一している。

「第1章 メディア・リテラシーをどう学ぶか」では、日本のメディア事情を踏まえてメディア・リテラシーを学ぶ上で基本となる理論的な枠組みを示している。さらに、学びの場の作り方や学びの進め方についても詳しく説明されている。「第2章 私とメディア、私たちとメディア」では、環境化しているメディアを意識化し、メディアについて学ぶ大切さや奥深さ、メディア・リテラシーの必要性を学ぶ。第3章～5章では、映像メディアのテレビを中心に、テーマ別に実践的かつ系統的に学ぶことができるように組み立てられている。

2章～5章の各章では、同じテーマで4回

シリーズを通して学びを深めていくように組み立てられている。各章の最初には「始めるまえに」という導入部分があり、学びのポイントが簡潔に示されている。次に「ねらい」と「活動のながれ」を読むことで、読者はどのような活動を重ねることで、この章の目的を実現していくのかを把握することができる。さらに、「ファシリテーター／教師の準備」では、VTRテキスト、記入シート、資料の作成と準備、にわけて、4回分の分析テキストやシート、資料の準備を説明している。初版の際にはこの分析テキストの準備などが分かりづらい、という読者の声があったが大きく改善されている。4回シリーズも「導入」「組み立て」「活動」と順を追って学び方を理解し、実践できるように構成されている。

資料編も充実している。日本の放送法や自主基準だけではなく、イギリスのBBC、カナダ民間放送連盟の番組基準が訳出され、放送の社会的制度としての側面についても詳しく考察できるようになっている。

来る3月26-27日、2日間でこの新版をどう使いこなすのかをテーマにFCT第6回メディア・リテラシー研修セミナーが大阪・豊中市で開かれる。学校や市民講座でメディア・リテラシーの学びを始めようと考えている方にぜひ活用してほしい。

鈴木みどり編『新版 Study Guideメディア・リテラシー〔入門編〕』（リベルタ出版、2004年、変形A4版、142頁、定価2,000円）

FCTとの出会い

折茂 あや（東京経済大学大学院）

FCTを知ったきっかけ

私がかねてから日本のメディア、特にテレビ業界とその番組内容に疑問を持ち、テレビが青少年におよぼす影響を懸念していました。

在籍中の東京経済大学でこのような懸念を発売したところ、助教授よりFCTが翻訳したカナダのリソースガイド『メディア・リテラシー・マスメディアを読み解く』を紹介して頂いたのがFCTを知るきっかけでした。

スタディガイドによって、漠然と感じていたメディアへの疑問の背景や、メディア・リテラシー関連の問題点とその克服のための手法についてかなり具体的に理解することができました。カナダという国、特にオンタリオ州がこの分野において先進的であることを見せつけられました。またこのような良質の教材を日本語化したり、そのほかにもワークショップやセミナーなどの活動を展開したりしているFCTというNPOがあることを知りました。

大学ではインターンシップが必須だったため、インターンシップ先は迷わずFCTに決め、活動の見学および事務手伝いを申し出て、2003年6月より参加することになりました。

FCTでの活動

「ちょっとお手伝い」という認識ではいけない、と参加してすぐに思いました。NPOというと、情動的な支援活動を連想しがちですが、FCTは四半世紀ものあいだ、あくまでも学術的な視点から、徹底してメディア関連の問題に取り組んでいることを知って驚き

ました。現在のようにメディア・リテラシーが取りざたされるようになるずっと以前から、この問題に警鐘を鳴らしてきた先見性と、自発的に活動を展開してきた継続性、および海外から学ぼうとする国際性が、FCTのもっとも特徴的な部分であると思っています。

FCTの活動の中でも特に興味深いワークショップでは、参加者同士が討論や発表をする場を提供しています。初対面であっても、討論をすることで親しい関係づくりができることが不思議です。このような討論を、日本人はもっと日常的に行なうべきではないかと考えます。

その他にも、鈴木代表の国際的なネットワークにより、第一回世界情報サミットに同行させて頂き、また海外スピーカを招いてフォーラム開催に参加するなど、充実した多様な経験をすることができました。

私にとって、「FCTで活動に参加すること＝毎回自分の知識不足を痛感させられること」です。換言すれば、知的好奇心を刺激され、自分が主体的に物事を考えることを奨励される貴重な存在となっています。

まだまだ学ばなければならないことは多くありますし、仕事との両立は困難ですが、FCTが提唱する問題は、個々の市民、つまり私にとって重大な問題です。FCTの四半期にわたる活動を継続して拡大していくために、今後も微力ながら貢献し、自分の知識として蓄積していきたいと思っています。

データバンク

[海外篇]

「価値観に直面する子どもたち…家庭、学校メディアから学ぶこと」G. ギャス腾、A. シモネス “Children encountering values – Lesson in the home, the school and the media”, *Media Development* Vol. L1, 4/2004. pp.43-47.

子どもたちが家庭や学校で教えられる価値観とメディアを通じて獲得する価値観はどのように異なるのか。この問題についてノルウェーの研究者たちは研究協議会の助成金を受け、4年間の調査研究を行った。調査対象はノルウェー西部の7自治体に住む11～12歳および15～16歳の子どもたち541人である。調査では、量的・質的アプローチを用い、アンケート、詳細なインタビュー、人気番組のメディア・リテラシー分析、番組視聴後の子どもたちの反応を調査するための簡単な「フィールド研究」などを実施した。7自治体の27クラスの生徒が調査に参加し、541人がアンケートに答え、47人がインタビューを受けた。さらに親、担任教師、学校運営に携わる教育者も調査対象とした。50%以上の親がアンケートに答え、うち31人がインタビューに応じた。教師・管理職では111人に対してアンケートを実施し、42人にインタビューを行った。

この研究で得られた知見は、次の3点である。

(1) 子どもたちは、メディアにおける価値観が家庭や学校で教えられる価値観とは異なることを理解している (2) 子どもたちは、娯楽やくつろぎとしてテレビを見る (3) メディア暴力については、子どもたちの意見は暗示的であったが、教師の意見は明確であるという特徴があった。以下にこれら3点の概要を述べる。

(1) メディアと家庭・学校との相違

メディア作品が提示する価値観は、家庭や学校で教えられるものに近いものもある。しかし、多くの場合、メディアにおける価値観は学校で教えられる価値観とは相反する方向に向かっているという点で、子どもたちの意見の一致が見られた。

また、子どもたちはメディアが提示する価値規範に対してある種の気詰まりを感じているようだ。「ものごとの善悪を子どもたちに教えてくれる人は誰か」という質問に対して両親と答えた子どもが一番多く、次いで学校という結果が出た。これは、子どもたちがメディアで表現されている行為の善し悪しの判断に迷ったときは、まず、親の助言を求め、次に教師の助言を仰ぐことを示す。これは、子どもの倫理道徳形成の発達に関する教育課題として国際的に取り上げることが必要である。

(2) テレビとインターネット

テレビは子どもたちにとって娯楽であるが、インターネットは特定の知識や情報を得るために使用され、娯楽的要素を欠く。テレビなど視覚的メディアについてのインタビューの中に、状況判断の「盲点」をついた良い例がある。たとえば、広告や宣伝の影響は受けていないと主張する子どもが、インタビューの過程で特定のブランド品を購入していることに気付いた事例、独自性を保ちたいと言いながら仲間の影響を受けていることを認める子どもたちの例などがあつた。

メディアに対する明確な否定的反応も見られた。10年生の約10%が「メディアは完璧な身体イメージを与えることで、自分たちの自尊心に否定的影響を与えている」と指摘している。もしこのことで子どもたちが社会的不適応に直面しているとするれば、これはメディアや教育にとっても深刻な問題と言えよう。

(3) メディアの中の暴力

子どもの多くは、メディアが映し出す暴力と、こうあるべきだという状況とは別物であることを理解している。このような明確な回答と逆にインタビューでは子どもたちの不快感を示す暗示的回答も多く見られた。しかし、教師や親はメディアの多くの側面に関して深い懸念を持っているが、基本的にメディアは子どもたちの教育によい手段であると考えている。また、教師や親は子どもたちが価値観に関して刺激の集中攻撃を受けていることを周知している。子どもたちの暗示的不安を示す回答と親や教師の明示的な回答は互いに収斂していくようであるが、この結果については、さらなる研究が必要であろう。(レビュー：村上郷子)

データバンク

〔国内篇〕

●『福祉市民社会を創る—コミュニケーションからコミュニティへ』加藤春恵子著、新曜社、2004年3月刊。

「福祉市民社会」とは、公的セクターによる医療・年金・社会サービスなどの福祉活動を一定レベルまで組み上げた福祉国家を基盤にして、NPO活動など市民社会の力による非営利民間セクターの働きを加えて福祉の諸課題に取り組む社会である。福祉に関する制度やハード面の整備は進みつつあるが、市民社会のメカニズムが未成熟なままである日本のめざすべき新しい社会のかたちをさぐるため、本書ではロンドン・ノースケンジントンの計9ヶ月にわたるフィールドワークの成果をもとに、「イギリス型福祉市民社会」のありようを論じている。

第I章では問題意識とキーワード、方法論の説明による導入、第II章では人種差別暴動などを経て、地域の問題を解決するために市民が活発に活動する現在に至るまでの、多文化社会ノースケンジントンの歴史が概観される。第III章はその歴史のうえで現在おこなわれている多様な福祉活動について、マルチカルチュラルな人びとの共生をめざしたカーニバルや、高齢者や若者のためのNPO活動などを具体的に紹介する。この福祉市民社会をなりたせる「動脈」として、第IV章ではコミュニケーションと、その「情報」と「対話」という2つの側面に注目している。

コミュニティ情報を提供する図書館や、対話を重視する社会教育の場であるコミュニティ・カレッジ、気軽に立ち寄って受付の人や仲間と話すことができるコミュニティ・センターをはじめ、パブや市場、公園など、情報交換と対話交流に用いられる公共の場が多く存在し、これらの空間から世論が巻き起こり、政治を人びとの生活のために機能させている。このような市民主体の状況下ではじめて、マスメディアも公共圏の一環として、市

民社会のコミュニケーション・パワーの一翼を担うことができる。

第V章では高齢者ネットワーク「オープン・エイジ・プロジェクト」の参与観察にもとづいて、高齢者自身が主体的に福祉市民社会を創っていく活動が詳細に紹介される。また市民活動を展開していくうえでコミュニケーションと同様に重要となる、市民自身による資金調達の仕事みが明らかにされる。さらに第VI章ではこのプロジェクトに関わる多様な人びとのライフストーリーや活動状況、意見などのインタビュー調査から、これらの人びとが活動を通して個人としての自我を形成するとともに、そのことが社会も形成していくという相互作用が指摘される。

最後に第VII章では、もはや経済成長ばかりを語る時代ではなく、個人が市民性を成長させ、社会が福祉性を成長させることこそが必要という観点で、日英をはじめ各国の各種データを比較している。日本とイギリスでは土壌が違うと線を引くのではなく、日本でも市民自身の力をつかって教育方法や財源などを開発することは可能であり、これによるコミュニケーション・パワーと市民資金の強化があいまって、市民社会の活力が高まり、「社会成長」をもたらすとされる。(T)

●『インターネットサイト「シニア市民とメディア・リテラシー」の構築に向けて』シニア市民とメディア・リテラシー研究プロジェクト、立命館大学、2004年刊。

文部科学省科研費研究「京都市における高齢者福祉情報システムの開発研究：市民のボランティア活力による高齢者問題克服のための福祉情報」の一環で、立命館大学大学院社会学研究科鈴木みどり研究室のメンバーを中心に組み込まれたプロジェクトの報告書。

現代の社会は人口の急速な高齢化とメディアの環境化が重なって進行する「高齢社会／メディア社会」であり、高齢化とそれに伴うさまざまな問題も、メディアの存在を無視して語ることはできなくなっている。高齢者とそれにかかわる全ての人びとが主体的にこの社会を生きていくためには、

日常化したメディアを意識化し、能動的にかかわっていく必要がある。そのため本報告書では、弱い存在というイメージでひとくくりになされがちな「高齢者」を「シニア市民」として捉え直し、その観点から、高齢社会／メディア社会におけるメディア・リテラシー獲得のための広場としてインターネットサイト「シニア市民とメディア・リテラシー」の提案を行っている。

第1章でサイトの理念と構成について述べ、続く各章にコンテンツ提案のために行われた研究の成果を収録している。第2章、第3章ではコミュニティでパブリック・アクセス活動に参加するシニア市民へのインタビュー調査とコミュニティTV局訪問調査についてまとめられている。具体的には、アメリカのサンフランシスコ市周辺の各地でこの制度が機能している複数の事例と、日本の鳥取県米子市にある「中海テレビ」の事例をもとに、能動的にメディアにかかわる多様なシニア市民のあり方と、今後の課題が明らかにされる。第4章では高齢者の登場するテレビCMの分析調査によって、多様な高齢者の存在を見えなくさせている主流メディアの問題が提起される。第5章ではこの結果をもとに各地でおこなわれたメディア・リテラシー講座の報告がなされる。(T)

●『女性のデータブック第4版』井上輝子・江原由美子編、有斐閣、2005年1月刊。

2月末からニューヨークの国連本部で世界115カ国の政府代表やNGOが集まって「北京+10会議」が開かれている。ブッシュ政権下の女性の権利に対する保守化の逆風にどう対処するか、北京会議から10年の世界の女性の地位向上度を検討しようとする会議である。日本でも働く女性が半数を超えたとはいえ、低賃金で不安定な職が多く管理職への進出も改善されていない現状である。

こうした状況を最も理解しやすいデータブックが本書である。性、からだから政治参加まで、とサブタイトルをつけて、数量的データをもとに女性たちの置かれている状況を理解するのに役立つよう意図されている。

1991年に初版が刊行され、今回が4版になるが、

新版には「女性と暴力」の項が新設され、ドメスティックバイオレンス、児童虐待とジェンダー、セクシャルハラスメント、女性と犯罪の実態、買春、ポルノグラフィと暴力などを柱として、例えば「児童虐待の相談が飛躍的に多くなった現実などの図表が紹介されている。主な虐待者が実父、実母という例が多発している現実が明かされている。また新しい問題として高齢者虐待に社会的対応の必要が生じていることも示唆している。

Part1ではデータファイルとして1結婚、家族はどう変わったか、2性・ころろ・からだ、3女性と暴力、4女性と労働、5教育とジェンダー、6マスメディアとジェンダー、7男女共同参画はどこまで進んだか、8女性の政治参加とジェンダー政策、などの柱をたてそれぞれ外国のデータも加えて世界的状況の中での日本の女性たちの様相を示している。例えば結婚と育児によって女性の就業率が下がるM字型カーブは1980年代以後欧米諸国では消えていったが、日本と韓国はMの字の底が上がり続けているものの、まだ欧米には及ばないことが読み取れる。

Part2として4版には1945年から2004年までの戦後女性史年表が丁寧に作られて収められており、利用度の高いものとなっている。Part3は女性関連主要法案。世界人権宣言、日本国憲法、労働基準法、教育基本法などが収められている。他にコラムとして解説的に書かれているのはセクシュアルマイノリティ、女性とメディア・リテラシー、NPOとNGO、ストーカー、女性起業家、婚外子と差別、国際的な場で活躍する日本女性、など16編。「遠い国の人々に対して連帯感もてるかどうかが鍵」と緒方貞子さんのコメントが紹介されている。(K)

●『テレビと外国イメージメディア・ステレオタイプ研究一』、萩原滋・国広陽子編、勁草書房、2004年12月刊。

本書は、偏見や差別に結びつきやすいステレオタイプの構築という点でのメディアの影響力に着目し、各種メディアの中で日本社会に最も広く浸透して多くの人びとの重要な情報源となっている

テレビに焦点を絞り、そこに表象される外国・外国人イメージを中心に、テレビのステレオタイプ機能を広範かつ多角的に分析したものである。

上記分析のために用いられた素材は、①文化的背景を異にする多数の外国人がスタジオで多様な話題に関して日本語で論戦を繰り広げたバラエティ番組『ここがヘンだよ日本人』(TBS系)、②外国(西洋)イメージへの依存性が高いテレビCM、③日韓共催のFIFAワールドカップに関するテレビ報道、の3種類である。

第1部は、『ここがヘンだよ日本人』の分析である。ここで著者は、アメリカ、中国、韓国と並んで、アフリカの顕在性が、他の国・地域よりも高くなっていることに言及している。その理由としては、個性的なアフリカ人出演者の感情的で過激な発言や行動が視聴者に強烈な印象を与えたことと、日本人がアフリカに対して限られた情報や知識しか持っていない、という二点を挙げている。そして、「番組ジャンルを問わず、日本のテレビが取り上げる外国関連情報は、アメリカや中国・韓国に関するものは多いが、アフリカに関するものは絶対量が乏しく、その内容も自然・動物・未開の部族・難民や飢餓といった側面に大きく偏っていることは否めない。アフリカに行ったり、アフリカ人と会うなど直接的な接触経験をもつ日本人の数もきわめて限られたものになっている」背景がある、と推測している。

第2部は、テレビCMの分析である。ここでは、CMに登場する「外国人」の表象に関する部分を紹介する。①「白人」－「白人」は日本人の憧れの存在として、ルックスの良い洗練された人物が起用され、〈高級感〉〈先進性〉〈美しさ〉といったイメージの体现者として表象されている。②「黒人」－「黒人」は〈強さ〉〈大きさ〉〈生命力〉など「パワー」の象徴として起用され、そのすぐれた身体的特徴の強調が見られる。③「東洋人」－「東洋人」は「アジア・オリエンタリズム」を前提にした〈純朴さ〉の象徴とされ、日本人が失ってしまった古き良き時代への郷愁を喚起させる表象が主流であり、「白人」の表象とは対照的である。また、「東洋人」の場合、集団で登場するこ

とが多く、個人ではなく、「国」(例えば「中国」というイメージ)の表象としての役割が求められていることも多い。

第3部は、ワールドカップの分析である。首都圏の大学生に対する、W杯に関する質問調査の結果を踏まえ、筆者は、W杯が外国・外国人イメージに与えた影響を分析している。一点目は、日常あまり接触しない国に対する、短期的な顕在性の上昇である。二点目は、メディアによるステレオタイプの強化である。特に、韓国の場合、日本のメディアが韓国での熱狂的な応援の様子を繰り返し報道したため、韓国人に対する〈愛国心が強い〉〈気性が激しい〉〈集団主義〉といったステレオタイプのイメージが強化されたのではないかと論じている。(H)

●『テレビの嘘を見破る』、今野勉著、新潮社、2004年10月刊。

ドキュメンタリーを数多く手がけてきた筆者が、ドキュメンタリーについての考えや思いを、制作者の立場から述べる。本書の構成は、第1章テレビ的「事実」はこうして作られる、第2章ドキュメンタリーとフィクションの境界線、第3章NHKムスタン事件は「やらせ」だったのか、第4章テレビの文法、である。

第1章では9種類の事例をもとに、それぞれの制作過程を明かす。さらに、ドキュメンタリー制作者の是枝裕和氏の言葉を引用し「語るに値する演出」かどうかを問うことが重要という。

第2章では、1939年制作のドキュメンタリー映画『戦う兵隊』(亀井文夫監督)を中心に、「再現」の意味を考える。ドキュメンタリーにおいて、フィクションが許されるかという論争は、制作者間で今も続いているが、「再現」については、「具体的な事件や事故や出来事だけではなく、ある地方、ある時代の一般的、典型的な日常生活の習俗慣習にも応用できる方法である」と認識しているという。

第3章で、『禁断の国・ムスタン』には、「やらせ」「再現」のほかに「誇張」「歪曲」「虚偽」「捏造」などの問題点があるという。例えば「死んだ馬は少年僧の馬」は事実と異なり「虚偽」であり、

現実には道路のない地域の走行場面は「捏造」。

第4章では、ドキュメンタリーの原点は「作り手と見る側が事実を通して、喜びや悲しみや怒りや感動を共有すること」という。さらに、『華氏911』（マイケル・ムーア監督）について、日本では「世界への怒りを表明する器としてのドキュメンタリーを失ってしまった」という是枝氏の言葉を引いて、「肝心なことは、世界と向き合うこと」という。

なお、本書では視聴者という言葉が頻繁に使用されているが、視聴者への取材は特にない。(B)

●「映倫 システムと青少年」、立教大学社会学部服部孝章ゼミ、『放送レポート』No.192、2005年1・2月号

映画館への入場規制であるR-18やR-15といった年齢制限を決定している審査機関、「映倫」。これまでその実態があまり知られてこなかった映倫では、どのような形でレーティングが行われているのか、そのシステムは有効に機能しているのか。2003年度に学生グループによって行われた調査研究の報告である。

映倫とは、国から独立した第三者機関である。8人の審査員が所属し、2人一組で、性表現や暴力表現などの観点から映画を審査、R-18（18歳未満入場禁止）・R-15（15歳未満入場禁止）・PG-12（12歳未満は親または保護者の同伴が望ましい）・一般（あらゆる年齢の人が観覧できる）のいずれかにレーティングしているという。

学生たちは、映倫とアメリカやイギリスなどの映画審査機関との比較調査を実施。諸外国は公式ホームページを開設し、インターネット上で作品名を入力すると、レーティング結果とその理由が簡単に分かるようになっているが、調査当時、映倫にはホームページがないなど（2004年4月1日に公開）、審査内容などについて一般の観客が見ようとしてもなかなか手に入れることができない点を指摘している。また、情報誌や映画のポスターなどにレーティング表示がされているかどうかの調査結果からも、映倫のレーティングの情報公開が十分でないことを浮き彫りにしている。

さらに学生は、R-15指定作品を中学生が観ているなど、制限対象の人が指定映画を鑑賞できてしまう、いわゆる「すりぬけ」問題の実態についても調査。「年齢確認作業は100%行われているか」の質問に大多数の映画館が否定的に答え、指定映画を鑑賞した経験のある高校生も多数存在した。こうしたことが起きる要因として、「見た目」という不確定要素をものさしに年齢の判断をしていることがあることや学生料金ではなく一般料金で入場するものがあることなどを挙げ、現状のシステムの限界を指摘している。

そして最後に、市民にとって有効な指針となるようレーティング結果を広く告知すべきだと提言すると共に、「入場を制限するのではなく、ガイドをしながら見る機会を作り出していけば、システムとしての穴はなくなる。そうすることで『自主規制では不十分だ』という社会的圧力や権力の介入を防ぎ、表現の自由を守ることにもなるし、なによりも子どもの情報（映画）に対するアクセスの機会が保障される」などとまとめている。(Z)

●特集「アテネ五輪をどう報じたか」『新聞研究』No.640、2004年11月号。

昨年の夏、日本勢による空前のメダルラッシュに沸いた「アテネ五輪」。その興奮を伝えるため報道の現場で行われた様々な取り組みや紙面づくりの工夫、現地での取材秘話などについて、新聞各社の担当者が報告している。

特集は次の6つの記事で構成されている。(1)朝日新聞東京本社スポーツ部長による「時差6時間との過酷な闘い—読まれる紙面づくりを目指して」、(2)産経新聞東京本社編集局次長による「“司令塔”からみた現地取材—メダルラッシュの興奮とともに」、(3)スポーツニッポン新聞社スポーツ部記者による「持ち越された課題—時差の壁超え読者に何を伝えるか」、(4)共同通信社運動部記者による「独自の視点でいかに伝えるか」、(5)福島民友新聞社報道部記者による「ふるさとへ県人の活躍を発信」、(6)徳島新聞社大阪支社編集部記者による「晴れ舞台を様々な角度から」、である。

共同通信社の正田裕生記者による報告の中には、

アテネ五輪の新聞報道全般について言及した箇所がある。そこには「五輪報道全体として師弟ネタ、親子のヒューマンもの、子どものころに夢を語ったエピソードが目立ち、本当にこんな原稿がアスリートの最高の舞台にふさわしいのか、“伝えるべきもの”なのか、と疑問も感じた」と記されており、最後に次のように締めくくられている。「運動部の記者としては、その選手のレベルの高さ、そしてその人間性を的確にとらえ、独自の視点、切り口で表せたら最高だ。今回、自分自身では決して満足できる記事を書けたとは思わないが、五輪報道の方向性も再考する必要がある」。 (Y)

●「いつか来た道への不安」、飯室勝彦、『総合ジャーナリズム研究』№189、2004年夏号。

「言論の自由と怪しい「世論」という特集の一つである本論文は、メディア対策を得意とする小泉内閣が次々と繰り出す情報規制に警鐘を鳴らすとするものである。

イラクへの自衛隊派遣をめぐる防衛庁長官は「国民が混乱しないよう情報は精査して伝えることが極めて重要」と語った。何を知らせ何を知らせないか選別する政府と、それに迎合的なメディア、という構図はまさに戦前の大本営発表を思い起こしてしまう。いつか来た道を再びたどり始めたのではないかと危惧している。

「週刊文春」の出版差し止め事件は、東京地裁の一判事の極めて短時間の判断で田中真紀子の娘の結婚問題を扱った3頁が個人のプライバシーを侵害すると判断され全頁が葬られてしまった。

イラクの人質になった日本のNGO活動家については、個人的な家族の情報や生活歴が中傷的にリークされ自己責任の名目で封じこめられてしまった。日本政府がイラクからの自由な報道をきらうのは、多くのイラク国民の目に日本の自衛隊派兵が米国に対する支援と映っていること、多数の市民を殺害した米軍に対する市民の怒りが日本にも向けられることを恐れているからである。

いま顕著なのは「人権尊重」を装った表現抑圧「国益保護」「公共の福祉」の名による憲法の形骸化である。悲劇的な終末を迎えたあの戦争を振り

かえれば、現在の閉塞感は当時と似ている。今ジャーナリストに求められるのは鳥のような目で状況を把握し、個々のニュースをその中に位置づけてゆく報道姿勢である。歴史に照らしながら警鐘をならすという役割を果たすメディア側の対応が求められている、と結んでいる。(K)

●「テレビドラマ『北の国から』考：変わる女、変わろうとしない男」、中野恵美子、『かりんかりん女性学ジェンダー研究』第3号、城西国際大学大学院発行、2003年3月。

「感動長編物語」として知られる『北の国から』を、「変わる女、変わろうとしない男」という視点で分析する。北海道の「大自然」を舞台に設定されたこのドラマは、映像や音楽を巧みに使いながら、視聴者を「非近代的」かつ「ノスタルジック」な世界へと誘導するが、筆者はストーリーに入り込んだ虐待や暴力の実態を見逃さず、主人公の五郎を「マザコンでロリコン」と断言している。

論考では、『北の国から』が、アウトローな「男」を中心とする「父と子の絆」を扱いながら、その根底には「父性の復権」が根強くたわわていることが明らかにされる。今となっては時代遅れの「家長の威厳」が、大自然の「郷愁」や「癒し」とともに美化され、ドラマの中で息を吹きかえす。「父性」を際立たせるために「妻」や、子にとっての「母」の存在はかき消され、「生身の生きた女ではない」イメージだけが浮遊する。このことは、その後の倉本作品『優しい時間』の中ではさらに明白となり、「妻」は「亡霊」としてしか登場することができない、と分析する。

作品分析としては緻密で鋭い論点がぶつけられているが、この作品自体の社会的な「位置づけ」「役割」等のマクロ的視座は伺い知ることができない。「変わる女」「家族の崩壊」に欠かせない人物でありながら、蛍と結（ゆい）が結局、ヘテロセクシズムの婚姻制度に終着するのはなぜか。時代遅れのテーマを扱いながらも、なぜ倉本作品は20年以上も継続したのか、倉本作品を必要としたのは誰なのかといった点について、さらなる分析が求められる。(R)